

栃木県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について

平成19年10月4日

栃組第3号栃木県警察本部長通達

組織的な犯罪の根絶を図るためには、取締りを推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これを剥奪することが必要であることから、その対策のための事項を規定したもの。

主な内容

- 犯罪収益対策の推進体制
- 犯罪による収益に関する情報収集
- 犯罪収益関連犯罪の取締りの推進
- 犯罪による収益の剥奪の推進